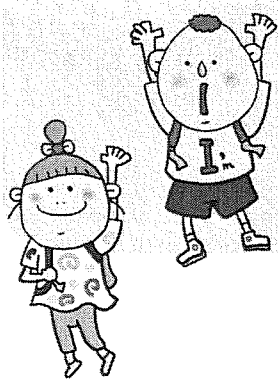
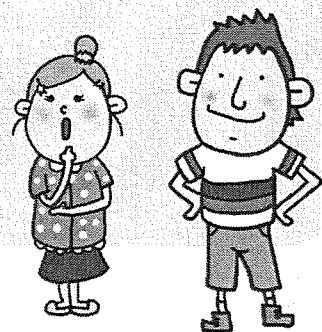


小学4～中学3年生のお子さまを対象に

㊦ 医療証の対象枠を広げます



令和4年10月1日(土)から
小学4～中学3年生の保護者の
所得制限をなくします



※すでに㊦医療証をお持ちの方は変更ありません。
※㊦医療証をお持ちでない小学4～中学3年生の保護者の方には、申請書を7月中旬に郵送します。

㊦ 医療証(義務教育就学児医療費助成制度医療証)とは

対象者：市内在住の小・中学生の児童（6歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達した日以後の最初の3月31日まで）

助成対象：医療費（保険診療の自己負担分。食事療養標準負担額は除く。）

※通院1回につき、自己負担額から上限200円を控除した額を助成（調剤および訪問看護ならびに入院は無料）

ここが変わります

小学4～中学3年生の保護者

9月30日(金)まで

所得制限あり



10月1日(土)から

所得制限なし

《新たに対象となる方の医療証》

㊦ 医療証	
負担者番号	8 8 1 3 4 3 7 4
受給者番号	
氏名	見本
生年月日	
住所	
保護者氏名	
有効期間	平成29年10月1日から 平成30年9月30日まで
上記の者は、国分寺市議会教育委員会に提出する申請により医療費の一部を返付する旨の申請を受理する。	
東京部保分巻 井澤 邦	
交付年月日	

